

山口県報

令和4年
7月29日
(金曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなければならない区域の指定(環境政策課)	四
○公告	四
公共測量の実施(監理課)	四
公共測量の実施の終了(監理課)	五
○選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六

山口県告示第二百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年七月二十九日から同年八月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)																		
	変更後	変更前	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大																	
			(水素イオン濃度) (水素指数)		(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)																		
	変更後	変更前	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素	リン	汚水等の一日当たりの量	汚水等の一日当たりの量																			
「四六一イ」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	変更後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	排水処理施設																	項 目					
	沈殿池					中和槽					排水処理施設												
	処理前		処理後			処理前		処理後			処理前		処理後			処理前							
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				
						九			一〇			八			一					八			一
																						水素イオン濃度(水素指数)	
																						化学的酸素要求量(mg/l)	
																						浮遊物質量(mg/l)	
																						窒素(mg/l)	
																						リン(mg/l)	
																						ふっ素(mg/l)	
																						汚水等の一日当たりの量(m³)	
																						通 常 最 大	
																						通 常 最 大	
																						通 常 最 大	
																						通 常 最 大	
																						通 常 最 大	
																						通 常 最 大	
																						通 常 最 大	

凝集沈殿槽		処理後		処理前		処理後	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	八・四	〃	九	〃	八・四
〃	〃	〃	〃	〃	一〇・七	〃	九・七
〃	〃	〃	〃	〃	八	〃	〃
〃	〃	〃	一八	〃	一九	〃	二〇
〃	〃	〃	一六	〃	一四、〇〇〇	〃	一六
〃	〃	〃	〃	〃	三〇、〇〇〇	〃	二五
〃	〃	〃	〃	〃	三七	〃	〃
〃	〃	〃	五九	〃	六三	〃	五六
〃	〃	〃	〇・三	〃	二六	〃	〃
〃	〃	〃	〇・九	〃	五一	〃	一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九、四六二・二	〃	〃	〃	〃	一〇、三〇六	〃	二、五六七・七
一三、七七一・四	〃	〃	〃	〃	一四、八二二	〃	一六、三七〇・二
〃	〃	〃	〃	〃	一〇、三〇三	〃	一六、三七〇・一
〃	〃	〃	〃	〃	一四、八六三	〃	一七、四九三

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	項目	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m ³)
		変更後	変更前	
〃	水素イオン濃度 (水素指数)	通	八・四	一四、四一三・七
		最大	九・六	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	七	
		最大	二〇	
	浮遊物質量 (mg/l)	通	一六	
		最大	二五	
	窒素 (mg/l)	通	二八	
		最大	五六	
	リン (mg/l)	通	〇・三	
		最大	一	
	ふっ素 (mg/l)	通	一四	
		最大	一四、四一三・六	
排水水の一日当たりの量 (m ³)	通	一四、四一三・七		
	最大	一六、三七〇・二		

山口県告示第二三三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五五の三八の一部及び四五五五の五四の一部並びに同市臨海町六の一部
- 二 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン



(二三五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する

ン、一・二・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

旨の通知がありました。

令和四年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（水準測量）
- 二 作業の地域
山口市名田島
- 三 作業の期間
令和四年七月十八日から令和五年三月二十四日まで

(一三六) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年七月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量及び数値地形図データ作成）
- 二 作業の地域
萩市
- 三 作業の期間
令和三年十月二十五日から令和四年六月二十九日まで



山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年七月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
	氏名	公職の種類				
維新政党・新風山口県本部	佐々木信夫	参議院議員	田中 光夫	山口市阿東生雲東分/874	政治資金規正法の7/9条第1項第1号に該当する国政政治団体	令和4、6、9

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年七月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		備考 (異動年月日)
		代表者	内容	
自由民主党平生支部	木戸 甫行	代表者 窪田 力三	熊毛郡平生町大字宇佐木77の2	令和4、5、9
自由民主党山口県LPGA支部	床西 悟	代表者	床西 悟	" 25
自由民主党山口県タクシー支部	福嶋 真一	会計責任者	丸山 浩	" 6、22
池田ゆたか後援会	池田 豊	事務所	防府市惣社町4番/号	" 1
女性議員を培やす会	石村 牧世	会計責任者	石村 牧世	" 16
全国LPGA政治連盟山口県支部	床西 悟	代表者	床西 悟	" 5、25

山口県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年七月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
女性議員を増やす会	石村 牧世	石村 牧世	山口市大内間田5丁目4番12号	令和4年6月17日
ならやまこうじ後援会	奈良山孝司	奈良山孝司	下松市大字笠戸島/530	令和4年5月30日

令和四年七月二十九日印刷

発行人所

山口県知事